

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 3 7	392百万円
H 3 8	392百万円
H 3 9	392百万円
H 4 0	392百万円
H 4 1	392百万円
H 4 2	514百万円
H 4 3	514百万円
H 4 4	514百万円
H 4 5	514百万円
H 4 6	514百万円
H 4 7	514百万円
H 4 8	514百万円
H 4 9	514百万円
H 5 0	514百万円
H 5 1	514百万円
H 5 2	514百万円
H 5 3	514百万円
H 5 4	514百万円
H 5 5	514百万円
H 5 6	514百万円
H 5 7	514百万円
H 5 8	514百万円
H 5 9	514百万円
H 6 0	514百万円
H 6 1	514百万円
H 6 2	256百万円

(注) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。